

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究  
—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

久保田 健一郎\*<sup>1</sup> 玉井 久実代\*<sup>2</sup> 野口 知英代\*<sup>3</sup>

**Childcare Support as a Professional Duty of Nursery  
School Teachers**  
— Childcare support activities in the nursery teacher training  
school's Wakuwaku Land —

Kenichiro Kubota \*<sup>1</sup> Kumiyo Tamai \*<sup>2</sup> Chieyo Noguchi \*<sup>3</sup>

**Abstract**

The purpose of this paper is to consider childcare support as part of the professional duties of nursery school teachers by examining childcare support activities in the Wakuwaku Land program of the nursery teacher training school. To achieve this purpose, the researchers undertook historical research on the policy, made a philosophical analysis of childcare support as part of the professional responsibilities of nursery school teachers, and conducted a questionnaire survey on students intending to be nursery teachers.

As a result of this review, the following was evident. First, childcare support as part of the professional duty of nursery school teachers has become more important with the declining birthrate. Secondly, from the questionnaire survey results, it was shown that the activity content needs some scrutiny.

**キーワード**

子育て支援 保育者の専門性 保育者養成

**I. はじめに**

近年、保育者の専門性として、子育て支援の重要性が増している。保育士資格の法定化に伴い、児童福祉法に保育士の保護者支援などの任務が明記されて久しい。その後、幼稚園や保育所における子育て支援が重視され、認定こども園においてもその認定基準として

---

\* 1 くぼた けんいちろう：大阪国際大学短期大学部教授（2020. 12. 4 受理）

\* 2 たまい くみよ：大阪国際大学短期大学部講師

\* 3 のぐち ちえよ：大阪総合保育大学非常勤講師

地域のすべての子育て家庭を対象にした支援を行う条件も課されるなど、現代において保育者は、すべての子どもたち、そしてすべての子育て家庭を対象とすべく、その専門性に期待が集まるようになったのである。

そのような役割が求められるようになった背景として、地域社会の変化、保護者のライフスタイルの変化などを原因として、従来の子育てのあり方が成立しなくなったと言われることが多い。すなわち、これまで慣習として成立していた子育て支援の機能が弱まることで、制度によってその機能を代替する必要があるが出てきたということである。こうして、保育者は、園に通ってくる子どもを保育する存在から、地域の子育てのリーダーとして、その中核を担うべき存在へと展開したのである。それに伴い、保育者に求められる資質・能力も、その役割に相応しいものが求められるようになってきている。

大阪国際大学短期大学部幼児保育学科では、以上の現状認識をもとに、平成29年度より子育て支援活動「わくわくランド」を開催している。「わくわくランド」は大学として地域の子育て支援に寄与すると同時に、学生が「わくわくランド」に参加することを通して、子育て支援としての専門性を涵養することも目的としている。本論文は、保育者の専門性としての子育て支援の考察に加えて、この「わくわくランド」の保育者養成としての成果を論じていくことを目的とする。大学による子育て支援活動の意義についての考察も必要と考えられるが、それは稿を改めて行いたい。

大学における子育て支援についての先行研究は近年数多く見られ、大学における子育て支援活動の紹介や、それに参加する学生の成長の研究は枚挙に暇がないほどである（矢萩他2016、矢萩2017、小原他2018など多数）。その他、大学の子育て支援活動の実施状況に関する調査（小原他2016）、先行研究のレビューやメタ分析（太田他2014、三好2016、永盛2019）などもみられる。本研究も、本学の活動の紹介やアンケートに基づく学生の成長の測定という点では先行研究の流れのうちにあるが、それに加えてフーコーの権力論を参考にしつつ、保育者の専門性に関する哲学研究を行うことで、そうした専門性の問い直しも行っている。

なお、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅵ章は久保田、Ⅳ章の実践報告は久保田と野口、Ⅴ章の調査は玉井が担当した。

## Ⅱ. 保育者と子育て支援

### 1. 保育政策の変化

#### 2.1 幼稚園教育要領・保育所保育指針の変化

前述のように保育者の専門性として子育て支援が求められるようになったわけだが、その変化は2000年前後から見られるものである。本章では、保育政策の変化から、こうした保育者の専門性の拡大を見ていく。まず、本節では幼稚園教育要領、保育所保育指針の記述を考察していく。

まず、幼稚園教育要領においては、1998年の第3次改訂で、第3章「指導計画作成上の留意事項」の「特に留意する事項」において、「幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」と記されるようになった。すなわち、幼稚園は通ってくる子どもの保育だけでなく「地域の幼児教育のセンター」の役割が求められるようになったのである。前回の1989年の改訂では「家庭との連携を十分図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること」という記述はあるが、園に通ってくる子どもに関することであり、地域の子育て支援に関する記述はなされていない。よって、1998年の改訂から幼稚園に子育て支援の役割が求められるようになったと言える。その後の2008年の改訂では、幼児教育に関する相談に応じる他、「情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したり」という文言も加わっており、より幅広い役割が求められている。また、2018年の改訂では「心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする」という言葉も加わっており、地域における子育てのハブのような役割が求められるようになったということである<sup>1</sup>。

保育所保育指針においても、2000年の第2次改訂で、第1章総則の序文において「子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要になってきている」という記述が見られる。また、第13章には「保育所における子育て支援及び職員の研修など」という章が立てられており、その序文において、「今日、社会、地域から求められている保育所の機能や役割は、保育所の通常業務である保育の充実に加え、さらに一層広がりがつつある」と記され、続けて「地域においては、子育て家庭における保護者の子育て負担や不安・孤立感の増加など、養育機能の変化に伴う子育て支援が求められる」と記されている。すなわち、「養育機能の変化」を原因として子育てがうまくいかなくなっており、保育所に子育て支援が求められるようになったということである。また、同章2「地域における子育て支援」においては、「(1) 一時保育の実施」の他、「(2) 地域活動事業」として、「保育所が地域に開かれた児童福祉施設として、日常の保育を通じて蓄積された子育ての知識、経験、技術を活用し、また保育所を活用して、子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図るものである」としている。また、「(3) 乳幼児の保育に関する相談・助言」として、「保育所における乳幼児の保育に関する相談・助言は、保育に関する専門性を有する地域に最も密着した児童福祉施設として果たすべき役割であり、通常業務に支障を及ぼさないよう配慮を行いつつ、積極的に相談に応じ、及び助言を行うことが求められる」とされているが、他方で「保育所における相談の限界についても熟知する」、あるいは「他の専門機関との連携を密にし、必要に応じて紹介・斡旋を行う」などの記載もあり、地域の子育ての中心でありつつも、全てを抱え込むのではなく、専門機関への橋渡し役であることも明記されている。

その後、局長通知から大臣告示に格上げされた2008年の改定では、第6章の「保護者に対する支援」において、「保育所における保護者に対する支援の基本」が記された後に、「保育所に入所する子どもの保護者に対する支援」と「地域の子育て家庭への支援」に分かれて記されている。本論文の関心としては主に後者になるが、「地域の子育て家庭への支援」として、「ア 地域の子育て拠点としての機能」「イ 一時保育」が記されており、前者で

は「保育所機能の開放」「相談や援助の実施」「交流の場の提供及び交流の促進」が挙げられている。その他、地域の関係機関等との積極的な連携・協力、子育て支援に関わる地域の人材活用、要保護児童への対応が記されている。2018年に改定された現状の保育所保育指針では、第4章「子育て支援」において同様な記述がなされており、「保育所における子育て支援に関する基本的事項」が記された後に、「保育所を利用している保護者に対する子育て支援」と「地域の保護者等に対する子育て支援」が分かれて記されており、後者として「地域に開かれた子育て支援」と「地域の関係機関等との連携」が記されている。

以上のように、幼稚園教育要領、保育所保育指針に目を通せば、2000年前後から子育て支援に関する記述がはじまり、その後そのウエートが増していることが分かる。

## 2.2 児童福祉法、教育基本法など

同様な変化は、児童福祉法、教育基本法などの法律においても見られる。

まず、児童福祉法においては、2003年の保育士資格の国家資格化の際に大きな変化が訪れる。もともと保育士資格の前身の保母資格は、1948年の児童福祉法施行令第13条において「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」と規定されたことで成立した<sup>2</sup>。すなわち、保育士の仕事をする場所は児童福祉施設と限定されていたのである。しかし、2003年の児童福祉法改正によって、保育士は同法第18条4において、「保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と規定された。ここでは以前に記されていた保育士が働く場所として児童福祉施設の要件が削除されている。すなわち、従来は保育所、児童養護施設などの児童福祉施設が保育士の働く場であったが、それが地域全体に広がったということである。また、保育士の仕事として、「児童の保育」と「児童の保護者に対する保育に関する指導」の二つが規定されることで、子どもを保育するだけでなく、保護者を支援していくことがその役割として明確に位置づけられたのである<sup>3</sup>。

次に、2006年の教育基本法の改正も大きな変化として挙げられる。この改正において戦後の教育理念に手が増えられたことは周知の事実であるが、本論文に関連する部分としては、第十条で家庭教育の条項が増えられ、その第2項において「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と記されることによって、自治体に家庭の子育て支援を行う努力義務が生じたことが挙げられる。また、第十三条の「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の条項では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」と記されることで、学校と家庭と地域は、それぞれ独立して教育や子育てを行うのではなく、連携・協力する必要性が生じたのである。その他、第十一条に「幼児期の教育」の条項が増えられたこともよく知られているが、この改正においては「愛国心」などの文言に目を奪われがちだが、実際はこのように国が対象とする教育の領域が大きく拡大したという点も特徴である。当然、この時期は新自由主義が進展

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

することで、教育の私事化が進んだわけだが、新自由主義における国の私事への介入の増大は教育学の領域でも様々な研究で指摘されている点である（佐貫他 2008、藤田 2016 など）。

また、同年、認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）が成立したことも注目に値する。同法は、認定こども園制度の嚆矢となったわけだが、そこでは「小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進」する、すなわち園に通ってくる子どもへの教育・保育だけでなく、すべての家庭を対象とした子育て支援を行うことが目指された制度である。認定こども園は都道府県が認定するわけだが、その認定基準としても、従来の教育・保育の機能の他、「子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと」が挙げられており、教育・保育と子育て支援がその両輪となっていることがわかる。当時は認定こども園への一元化が目指されており、その構想は現状と大きく異なるが、少なくともこの時期にはすべての園で子育て支援を行うことが構想されていたことがわかる。

また、2015年から施行された子ども・子育て支援新制度においては、上述のような幼保一元化ではなく、満3歳以上の幼稚園、保育所、こども園の三元化と、0～2歳の保育所、こども園に加えて、小規模保育、家庭的保育等の多様化として具現化されることになった。その是非についても考察が必要であるが、それは別稿で論じることにして、少なくとも本論文の関心の部分では、子育て政策として在宅の子どもたちへの支援を充実させる方向が強まったことは確かである。すなわち、園に通う子どもの教育・保育のみだけでなく子育て支援の提供も重視されることになり、前述のこども園の充実に加え、地域子ども・子育て支援事業が打ち出されたのである。地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第五九条に基づき、在宅の子どもに対する支援であり、利用者支援事業、病児保育事業、乳児家庭全戸訪問事業などの13事業で構成される。この新制度においては、こうした事業も自治体が質量の担保を求められるようになり、子育ては全てにわたって公が関与することになったのである。

以上のように、日本の保育政策が、園に通う子どもへの教育・保育だけではなく、すべての子どもの子育てを充実させる方向に向かっていることがわかる。それに伴って保育者の子育て支援の役割の重要性も増してきたと言える。

### 3. 保育者養成と子育て支援

前節で述べたように政策的動向において子育て支援が重視されるようになったわけだが、保育者養成においても同様な方向である。

保育士養成課程において子育て支援を学ぶ科目として、2011年の保育士養成課程改定において、保育者の専門性としての保護者支援を学ぶ「保育相談支援」が必修化された。従来の養成課程では、社会福祉士としての専門性を学ぶ「社会福祉援助技術」があったが、その内容はソーシャルワークを学び、保育に応用していく「相談援助」として2011年から

の養成課程に引き継がれた。この「保育相談支援」の必修化によって、保育士の相談支援の専門性が明確化されたということである。

その後、2019年改定の現カリキュラムでは、「保育相談支援」は廃止され、その内容は「子育て支援」と「子ども家庭支援論」の一部として分割された。その他、新規科目の「子ども家庭支援の心理学」も、子育て支援の内容が含まれている。こうした内容の分割によって保育士の相談支援の専門性が後退したという見解もあり（柏女 2019 他）、確かにそのきらいはあるが、それでも保育士の業務における重要性が後退したわけではないことは明らかである。まず、「子育て支援」の教授内容として、保育相談支援について「保育士の行う保育の専門性を背景とした保護者に対する相談、助言、情報提供、行動見本の提示等の支援」と明記されることで、新課程においても保育士の相談支援の専門性は明確にされている。加えて、従来から保育内容について様々な科目で学んでいたと同様に、子育て支援について様々な科目で学ぶこととなり、その重要性はより増していると言えるだろう。

このように子育て支援については保育士資格の必修科目として位置づけられているが、学生にとって中核的な科目という認識が低いという印象がある。おそらく、学生は保育を学ぶことは、手遊び、絵本、ピアノなどを通して子どもを統御する技術を習得することと誤解する傾向にあるだろう。当然、こうした技術は実習などでは直接的に役立つことから、重視されることは理解できる。逆に、子育て支援に関する資質・能力は、実習で直接活かされることも少なく、軽視されがちである。実習の場合、どうしても子どもへの保育が中心となり、保育者全般の仕事の認識しにくい面もあるだろう。

授業においても、子育て支援を専門にしている研究者の層も薄く、専門性の高い専任教員を確保することは困難である。よって、実際にそのような活動を行っている非常勤講師に頼らざるを得ない面もあり、学科全体としても周辺的な科目という認識になりがちである。

また、先行研究によれば、子育て支援の資質・能力は保育現場においても、現場で経験を積んでいく中で習得されるものと理解されている傾向にある（保育士養成協議会 2012）。しかし、前述のように子育て支援の重要性が増している現代において、このような OJT による育成で十分なのだろうか。養成課程においても、資格関係科目における授業内容に加えて、その他の様々な体験の中での育成が求められているだろう。

### Ⅲ. 子育て支援の権力論

#### 1. 保育者の専門性の拡大

前章までの考察のように、保育者の専門性として子育て支援が求められるようになったわけだが、その理由として、本論文においても冒頭に記したように、地域社会の子育て力の低下が挙げられることが多い。地域社会の子育て力が低下したので、保育者がこれまで地域が行ってきた役割を果たさなければいけないということである。保育士資格の国家資格化の際に働く場所として「児童福祉施設」の規定が抜けたことは、保育士が地域社会で活躍することが求められているからであることは明らかである（柏女 2007 など）。こうした見方は十分に妥当と言える論であろうし、実際にその前提で政策等も動いてきたである

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

う。しかし、本論では、こうした論が成立した磁場も含めて考察していきたい。

その考察のために、一つの補助線を引いてみたい。その補助線とは少子化である。この保育者の専門性の拡大の時期は、少子化問題が大きくクローズアップされ、その対策が進んできた時期とほぼ一致している。周知のように、1989年に合計特殊出生率が戦後最低を更新し「1.57ショック」と言われ、長らく不問に付されてきた日本の少子化対策が着手されはじめた。その後、1994年にエンゼルプラン、1999年に新エンゼルプランと次々と少子化対策が打ち出されるが、ほとんど効果はなく、この時期に保育者の専門性の拡大が始まったと言える。当初の少子化対策は保育サービスの充実に偏っていたために効果を発揮せず、子育て環境そのものの充実が求められるようになったのである。こうした変化と並行して、保育者が通園してくる子どもの保育に専念している時代から、保育者が自ら地域に出ていく方向に舵が切られたのである。このように少子化対策の変化と並行して、保育者は児童福祉施設にとどまることなく、地域社会や子育て家庭への内部へと拡散していったのである。この論の詳細を分析するには別稿が必要であるが、少なくとも保育者の専門性の拡大は、少子化対策と連動していたことは確かである。

このように少子化対策と連動して、保育者が地域や家庭に広がっていったと考え、その点を考察するためにフランスの哲学者ミシェル・フーコーのとりわけ後期の思想を参考にすることにしたい。フーコーは晩年に「性の歴史」のプロジェクトを始めるのだが、ここで注目されるのは生権力の概念である(フーコー 1986 他)。この時期のフーコーの思想は、古代ギリシャの「生存の美学」を理想化するような解釈に引きずられるなど、長年正確に解釈することが難しかったが、同時期のコレージュ・ド・フランスでの講義録が出版されたことなどから、その時期の思想の全貌が掴みやすくなっている(フーコー 2007 他)。その後、イタリアの哲学者ジョルジュ・アガンベンが、一連の「ホモ・サケル」プロジェクトとして引き継いで深化させていることも、本論で概説する必要もないだろう(アガンベン 2007 他)。要するに、フーコーによれば古典的な権力は生殺与奪の権利を有していたわけだが、その後、権力とは人間の生を適切な状態にするために管理するようになり、権力とは人間を生かすためのものへと変化したのである。その際、権力は人々が十全に生きていくように、管理していくことになった。後に詳述するように、こうした生権力は、『監獄の誕生』で詳述された規律訓練を軸とする「解剖政治学」と、人口調整を軸とする「生政治学」に分化するわけだが、前者から後者に比重が移ってきたということである。こうした権力の移動の一つとして少子化対策を読み取ることは容易であり、この論の射程の中で保育者の専門性の拡大を見ていくことは可能であろう。すなわち、少子化対策と保育者の専門性の拡大は因果関係にあるのではなく、両者とも権力の移動の枠内にあると考えることもできるかもしれない。

さて、この時期のフーコーを理解するための最も重要な論として、「性の歴史」の第一巻『知への意志』の第五章「死に対する権利と生に対する権力」を挙げることに異論はないだろう。この章は出版当初はその簡潔さ故に十分に理解されたとは言えないが<sup>4</sup>、上述のように、現状では哲学に若干でも関わっている者ならば、ある程度は理解できるものである。本章では、保育者の専門性の拡大を分析する鍵として、この論を検討していく。

## 2. 「死に対する権利と生に対する権利」について

本節では、『知への意志』の第五章「死に対する権利と生に対する権利」を考察していく。この章の冒頭でフーコーは、「長いあいだ、君主の至上権を特徴づける特権の一つは、生と死に対する権利であった」（同上、171頁）とする。ローマ期において、君主は「子供たちに命を「与えた」のであるから、それを彼らから取り返すこともできた」のであり、その後はかなり和らげられてはいるものの、戦争で臣下を危険に晒すなど「生と死に対する「間接的な」権利を行使することになる」（同上）のである。加えて、臣下が反抗する場合は、「生命に対して直接的な権力を行使することができる」（同上、171-172頁）のである。すなわち、「生と死に対する権利は、このような相対的かつ限定された近代的形態においても、古の絶対的な形態におけると同様に、不均質な権利である」（同上、172頁）ことになる。これは「死なせるか、それとも生きるままにしておくかの権利」であり、「生命を掌握してそれを抹殺するという特権の形をとったのである」としている（同上）。

その後、古典主義の時代になると、「このような権力のメカニズムに極めて深い変更」（同上）があり、「君主の持つ自衛する権利、あるいは人々に君主を守れと要求するその権利の上に成り立っていたこの死は、今や、社会体にとって、己が生命を保証し、保持し、発展させるための権利の、単なる裏面として立ち現れる」のである（同上、173頁）。すなわち、戦争は「国民全体の生存の名においてなされる」のであり、人々を生かすことが最大目標になり、仮に「大量虐殺」が生じたとしても、それは国民の「生命と生存」のために行われることである（同上）。同様なことは死刑にも当てはまり、死刑が減っているのは「人道主義的感情」ではなく、「権力の主要な役割が、生命を保証し、支え、補強し、増殖させ、またそれを秩序立てることにある」ことから、その執行そのものが「限界でありスキャンダルであり矛盾である」（同上、174-175頁）ということである。よって、死刑を維持するために、「社会の安寧」を強調せざるを得ず、「他者にとって一種の生物学的危険であるような人間だからこそ、合法的に殺しうるのである」（同上、175頁）。こうして、「死なせるか生きるままにしておく」という古い権利に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現れた」（同上）のである。

こうした生に対する権力は、十七世紀に形成された、機械としての身体を対象とした「規律」を特徴づけている「人間の身体の解剖－政治学」と、十八世紀に形成された生物学的身体を対象とし「調整する管理」である「人口の生－政治学」として具現化する（同上、176頁）。その権力には、「おそらくもはや殺すことにはなく、隈なく生を取り込むことにあるような一つの権力の特徴」を見て取ることができるのである（同上、177頁）。こうして古典主義時代に様々な規律制度が発展し、同時に「政治の実践や経済の考察の場で、出生率、長寿、公衆衛生、住居、移住といった問題が出現」し、「身体の隷属化と住民の管理を手に入れるための多様かつ無数の技術の爆発的出現」が生じることで、「生－権力」の時代が始まるのである（同上）。

この「生－権力」は、「資本主義の発達に不可欠の要因」であり、「資本主義が保証されてきたのは、ただ、生産機関へと身体を管理された形で組み込むという代価を払ってのみ、そして人口現象を経済的プロセスにはめ込むという代価によってのみ」であり、加えて「こ



保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

のどちらもが成長・増大することが、その強化と同時にその使用可能性と従順さとが必要だった」(同上, 178 頁)のである。こうして「生きた身体を取り込み、その価値付与、その力の配分的経営、これらはこの時点で不可欠なものだった」(同上, 179 頁)のである<sup>5</sup>。

この時期に至って、「歴史上初めて、生命の問題が政治の問題に反映される」のであり、「生きるという現実、もはや死の偶然とその宿命の中で時々浮上してくるにすぎない手の届かぬ規定といったものではなくなる」のである(同上, 180 頁)。こうして、「権力が対象とするのは・・・生きた存在になるのであり、彼らに対して権力が行使し得る支配=掌握は、生命そのもののレベルに位置付けられるべきものとなる」のである(同上)。また、「人間は数千年のあいだ、アリストテレスにとってそうであったもののままでいた。すなわち、生きた動物であり、しかも政治的存在でありうる動物である。近代の人間とは、己が政治の内部で、彼の生きて存在する生そのものが問題とされているような、そういう動物なのである」(同上, 181 頁)。こうして権力は、「生きている者を価値と有用性の領域に配分することが問題になる」のであり、「資格を定め、測定し、評価し、上下関係に配分する作業をしなければならぬ」ということである(同上, 182 頁)。

ここで性が大きな問題になる。「一方では性は、身体の規律に属する。身体的な力の訓練と強化と配分であり、エネルギーの調整とその生産・管理である。他方では、性はそれが誘導するすべての総体的作用を通じて、住民人口の調整・制御に属する」わけであり、すなわち、「性は、身体の生というものへの手がかりであると同時に、種の生というものへの手がかりでもあるのだ」(同上, 184 頁)。性は「身体の規律」と「住民人口の調整」という二つの目標を結び付けるのである。

以降、性の分析への向かい、その後の『快樂の活用』『自己への配慮』において、古代ギリシャからの性の歴史が描かれていくわけだが、本論文の関心は以上の論で十分である。

### 3. 生権力としての子育て支援

前節で、フーコーの生権力の概念について検討した。この検討をもとにして、再び保育者の専門性の拡大の論点に戻そう。

前章で論じてきたように、2000 年前後の様々な法改正によって、保育者は地域の子育て支援を行うことになり、幼稚園は地域の「幼児教育のセンター」となり、自治体に子育て支援の努力義務が生じ、子育て支援が必須の認定こども園が成立した。こうした一連の流れは、地域社会が崩壊することで失われた子育て力を、保育者が補っていくという粗筋で描くことができる。前述のように、こうした論は妥当であり、実際にそのような筋で進んでいったと考えられる。このような筋が説得力を持つ背景として、生権力の転換として生政治が浸透することで、国が人々の子育てを直接的に管理していくことが自明になり、それを求めるようになったからだと考えられる。すなわち、『監獄の誕生』で描かれていたのは、明らかに学校教育を想定しており、制度の中にある学校において、規律権力を作動させるものだった。それに対し、『知への意志』で描かれるようになった「生政治」は、より身体的な次元であり、そこでは家庭における子育てが大きく対象になっている。これを保育にあてはめれば、通園してくる子どもたちのみに対して関心を持つ時代から、在宅の子ど

にも関心を持つ時代への転換と言える。より踏み込んだ論を行えば、在宅の子どもの延長には、これから子どもを産み育てたい夫婦、あるいはその可能性のある大人たちにまで視野に入っており、ひいては将来的に子どもを産み育てるかもしれない子どもたちの姿も見え隠れする。このように考えれば、一時期の少子化対策が、ニート、フリーター対策や「若者の自立とたくましい子どもの育ち」（第一次少子化対策大綱）のような論に広がってしまい混沌としたことは、必ずしも嘲笑すべきことではない<sup>6</sup>。すなわち、少子化対策は合計特殊出生率を上げることが目的のように見えて、実際は生権力の発動であり、生命の管理の完遂をさせていただけということとも言える。合計特殊出生率の向上も、その管理の一部でしかない。

他方で、筆者は直線的な権力論にありがちなように、保育者が子育て支援を行うことは生権力の発動であると言って批判するつもりは毛頭ない。むしろ、保育者と保護者の邂逅の場が広がることで、子育てに苦悩する保護者の救済の機会になると考えている。すなわち、確かに上述のような流れで保育者の専門性が拡大し、そこには人々への管理を強化する面もあったかもしれないが、他方でそうした窮屈な側面を乗り越えていくのも人と人との出会いの契機にもなる。すなわち、こうした出来事としての出会いの場は、常に開かれるべきと考えており、保育者に求められているのは、個々の保護者と子どもが充実した生を生きるために常に寄り添うことである。こうした意味において、保育者の専門性としての子育て支援は極めて重要なことと言える。

#### Ⅳ. 大学における子育て支援

##### 1. 大学における子育て支援の意義

前章で論じたように、保育における子育て支援の重要性が増し、保育者の専門性が拡大しているわけだけだが、その背景には規律訓練から生政治への権力の転換があることがわかった。しかし、そのような背景があったとしても、保育者が個々の保護者と子どもが充実した生を生きるために寄り添うことは重要であるとして、保育者に子育て支援に関する専門性が求められていることには変わりはないとした。加えて、子育て支援の背後に生権力が控えていることの認識も必要であることも述べた。そのような難解な概念を使わなくても、子育てに他人が関わってくることへの鬱陶しさは誰しもが理解できることである。問題を抱えている保護者ほど尚更関係を忌避することも周知の事実である。そのような支援する上で保育者と保護者の距離感も重要になることも確かである。

このように考えれば、子育て支援の専門性は現場に行ってから学ぶだけではなく、保育者養成の段階から理論として育んでいく必要があるだろう。他方で、Ⅱ章で論じたように、子育て支援に関する資格必修科目はあるものの、その科目が周辺的な位置づけになりがちであることや、専門性の高い教員を確保しにくいという問題もある。そうしたことから、学生の関心のある保育内容と関連させつつ、子育て支援に関する資質・能力を高めていくような活動は有効であると考えられる。

以上の現状認識から、本学科では、平成 29 年度より子育て支援活動「わくわくランド」を開催している。「わくわくランド」は地域の子育て支援に寄与すると同時に、学生が「わ

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

くわくランド」に参加することを通して、子育て支援の専門性を涵養することも目的としている。大学における子育て支援活動の意義は別稿に譲るとして、以下の章では専門性の涵養について論じていくが、まずは本章では、「わくわくランド」の実践報告を行う。

## 2. 「わくわくランド」について

「わくわくランド」は平成29年度より開催されている子育て支援活動であり、現在3年を経過している。以下では過去3年の実績を報告していく。

### 【平成29年度】

- 第1回「ポーズをとって楽しもう！」
- 第2回「おはなし大好き」「スマホ育児を考える」
- 第3回「親子ぞうけい教室」
- 第4回「リトミックで遊ぼう♪」
- 第5回「手作りゲームで遊ぼう！」
- 第6回「劇発表を見に行こう！」
- 第7回「親子ふれあい元気アップ」

### 〈補足〉

この年度は、「わくわくランド」初年度ということで手探りの状態で始まった。初回の「ポーズをとって楽しもう！」の開催の際には教員も学生も不安が大きかったが、参加してくれた地域の親子の笑顔を見ることで、そのような不安は杞憂であることが分かった。参加者からは、自宅ではできない活動ができるという声が多く、そうした活動を提供しているという意気込みを持つことができた。

さて、各回の内容は、教員が専門性を生かして行う場合と、学生主導の場合に分かれている。この年度は、1、2、3、4、7回は教員の専門性を生かした回、6、7回は学生主導の回である。教員主導の回は、主に音楽、美術、体育の専門性を生かして行った。また第3回の「親子ぞうけい教室」、第7回「親子ふれあい元気アップ」は「わくわくランド」以前から開催されており、本学科の特徴である各教員の専門性の高さと、それに基づいた地域貢献は伝統的なものと言える。

また、学生主導の回の「手作りゲームで遊ぼう！」は、「保育・教職実践演習」内で準備を行い、併設園作品展と同時開催で、600人を超える参加者があった。「劇発表を見に行こう！」は、本学科で伝統的に行ってきた2年生の「卒業発表会」を地域の親子向けに開放するものである。

このように、「わくわくランド」は、本学科の伝統と新しい企画を融合させて地域行事として昇華したものと言える。

### 【平成30年度】

- 第1回「木片を使ってつくろう」

第2回「リトミックで遊ぼう♪」

第3回「親子で遊ぼう」

第4回「手作りゲームで遊ぼう！」

第5回「クリスマス会」

(市内の3つのこども園と連携し、M市市役所での開催)

第6回「劇発表を見に行こう！」

第7回「身体を使って楽しもう！」

「びよびよランド」(乳児向けの企画)

第1回「わらべうたで遊ぼう」

第2回「心が癒されるベビーマッサージ」

番外編

「親子リトミック」(於：N市の子育て支援施設)

【補足】

「わくわくランド」も2年目を迎え、充実期に入ったと言える。年間の参加者数も1000人を超え、地域の親子にも大きく浸透した。前年から引き続きの回に加え、新規企画として乳児向けの「びよびよランド」や、自治体と連携して開催した回もあった。

新規企画としては、まず本学所在のM市内の3つのこども園と連携した「クリスマス会」で、M市市役所で行った。また番外編の「親子リトミック」は隣接するN市の子育て支援施設で行った。両企画とも多くの参加者を得て、このような外部の園との連携や、アウトリーチの企画も行うことで、多様な形で子育て支援活動に手を広げていった。

【令和元年度】

第1回「木片を使ってつくろう」

第2回「つくろう はしろう わらおう」

第3回「親子ふれあいコンサート」

第4回「手作りゲームで遊ぼう！」

第5回「劇発表を見に行こう！」

〈補足〉

「わくわくランド」も成熟期を迎え、回数も厳選し、教員の専門性を生かしてより質の高い活動を行った。「つくろう はしろう わらおう」は、体育と美術を専門とする教員のコラボレーションの回であり、子育て支援活動を通して、専門性の融合も行われており、更なる発展の可能性がある。

こうして年を重ねるごとに充実していったわけだが、令和元年度の年度末より、コロナ

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

禍に入ったことで、こうした時期における子育て支援活動の難しさも感じている。しばらくの間はこの状況が一変するとは考えにくいことから、ウィズコロナにおける子育て支援活動も模索していく段階かもしれない。子育て支援は対面という前提があり、オンラインは代替というイメージもあるが、オンラインならではの子育て支援活動の充実を考えていくことも不可欠であろう。

## V. 保育者養成としての「わくわくランド」について

### 1. はじめに

大阪国際大学短期大学部幼児保育学科は、平成 29 年度より保育者養成および地域への子育て支援を目的に「わくわくランド」を開始し、今日までその活動内容を発展させてきた。平成 29 年度と平成 30 年度の「わくわくランド」では、参加した保護者に対して感想等を尋ねる簡易なアンケートを行い、本活動にフィードバックしていた。その一方で、ボランティア学生に対しては、活動後の振り返りにおいて感想を尋ねる程度に留まり、本活動が保育者養成の意図を含んでいるものの、ボランティア学生への教育効果については十分に検証されてこなかった。

「わくわくランド」における保育者養成としての教育効果を検証することは、本活動の内容を精査し、より多くの学生に「わくわくランド」への参画を促し、保育・教育活動に対する学生の意識を高めるために有用であると考えられる。また、このような教育効果の検証は、「わくわくランド」における地域への子育て支援としての役割を今後さらに発揮していくためにも必要であると考えられる。

そこで、本章では「わくわくランド」の実践報告をもとに、実際にボランティアとして参画した学生の子育て支援の力を確認することで、今後の「わくわくランド」の実施方法を検討した。

### 2. 方法

#### (1) 「わくわくランド」の概要および対象者

平成 31 年度に実施した「わくわくランド」のうち、調査対象となった 3 つの「わくわくランド」の概要を表 1 に示した。

調査対象者は、各活動にボランティアとして参画した学生計 28 名で、3 つの活動それぞれにおいて記入漏れのあった計 2 名を除いた 26 名を分析対象とした。

#### (2) 調査内容

調査内容は、これまでの「わくわくランド」のボランティア参加実績、ボランティア活動への参加理由やボランティアに対する期待、子育て支援の力、ボランティア活動の感想等であった。そのうち、本研究においては、子育て支援の力および感想を分析に用いた。

子育て支援の力については、先行研究（小原ら，2018）にならい「社会的スキル」、「子育て支援力」、「保育観」を採用した。

「社会的スキル」は、Kiss-18 社会的スキル尺度（菊池ら，1994）を使用した。本尺度では、「知らない人とでも会話が始められますか」、「他人を助けることを上手にやれますか」

等、対人関係に関して17項目を尋ねた。

「子育て支援力」は、保育者養成校の学生が子育て支援活動に参加したことで身につくことが期待される知識や技術に関する尺度（小原ら，2016）を使用した。本尺度では、“保護者と笑顔で挨拶や受け答えができますか”、“保護者に子育てに関する助言ができますか”等、子育て支援の場で子どもや保護者に関わることにに関して27項目を尋ねた。

「保育観」（小原ら，2016）は、“子どもの発達の特長や興味関心を踏まえて保育を行う”、“子どもの気持ちに寄り添い、思いを受け止める”等、保育者が保育の中で大切だと思うことに関して16項目を尋ねた。

なお、子育て支援の力を構成する3つの項目は、いずれも5件法で回答を求め、得点化し、平均値を算出した。また、それぞれの得点では点数が高いほどその力が高いことを表した。

### (3) 調査方法

本調査は、当日の「わくわくランド」活動前に、ボランティア活動への参加理由および子育て支援の力について、質問紙を用いて尋ねた。活動後は、子育て支援の力およびボランティア活動の感想について、質問紙を用いて尋ねた。

### (4) 分析方法

子育て支援の力の分析は、対象者数が少なかったため統計的な検定は行わず、対象者個々の得点の変化を追った。

### (5) 倫理的配慮

研究の倫理的配慮として、関連学会の倫理綱領等を遵守した上で、個人が特定されることはないことや強制ではないこと、協力しなかったことによる不利益がないこと、得られた回答はID化して統計的に処理し、結果は本研究の目的以外には使用しないことを説明した。本研究の分析には、同意を得た回答のみを使用した。

表1 調査対象の「わくわくランド」

実施日 イベント名	内 容	ボランティア 学生数
2019年7月27日 木片を使ってつくろう	企画段階では、工具の使用法や制作方法を確認したり、制作における親子へのサポートのポイントを確認した。 当日は、様々な形の木片を用いて思い思いに制作をした。制作方法を助言する等のサポートや、その中で会話を楽しんだ。	10名
2019年9月28日 つくろう・はしろう・わらおう	企画段階では、プログラム内容について打合せを行い、具体的な役割や制作方法、運動遊びでの動き等を確認した。 当日は、すずらんテープ等の素材を用いて制作したものを身体に付け、かけっこ等の運動遊びを行った。	9名
2019年12月12日 親子でふれあいコンサート	企画段階では、歌詞を書いたり、演奏の練習やダンスの練習を行った。 当日は、参加者の前で演奏や歌唱指導の他、学生と教員の演奏に合わせて全員で歌をうたったり、ダンス等をして遊んだ。	9名

## 3. 結果・考察

図1～3は3つの「わくわくランド」ごとに、対象者個々の「社会的スキル」「子育て支援力」「保育観」の得点を活動前後で比較したものである。

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

まず、3つの「わくわくランド」において、子育て支援の力が4点以上の学生を確認した。それぞれの活動で子育て支援の力が4点以上となったのは以下の通りである。「木片を使ってつくろう」では、「社会的スキル」の活動前は1名、活動後は3名、「子育て支援力」の活動前は3名、活動後は5名であった。さらに、「保育観」の活動前は6名、活動後は8名であった。「つくろう・はしろう・わらおう」では、「社会的スキル」の活動前は0名、活動後は1名であった。また、「子育て支援力」の活動前は3名、活動後は3名、「保育観」の活動前は7名、活動後は7名であった。「親子でふれあいコンサート」では、「社会的スキル」の活動前は1名、活動後は1名であった。さらに、「子育て支援力」の活動前は2名、活動後は3名、「保育観」の活動前は7名、活動後は7名であった。

これらのことから、ボランティア学生の子育て支援の力のうち、活動前の「保育観」が比較的高いことが分かった。学生の「保育観」が高かったことは、保育者を志す学生の特性とも考えられるが、正課の授業における学習が実践の場でも活かされていたと推察される。それに対し、活動前の「社会的スキル」の得点が低いことが明らかになった。「社会的スキル」を高めるには、他者との関わりが欠かせない。本結果の3つの活動においては、「社会的スキル」の得点が高値を示すことが少なかったため、正課の授業を通して「社会的スキル」を身に付け、実践の場でそのスキルを発揮できるような教育活動が必要だろう。

次に、3つの「わくわくランド」において、ボランティア学生の子育て支援の力を構成する3項目の得点の変動をみたところ、0.5ポイント以上の得点の変動が見られた学生の人数は以下の通りとなった。

「木片を使ってつくろう」では、「社会的スキル」は10名中5名が上昇し、2名が下降した。さらに、「子育て支援力」では10名中2名が上昇し2名が下降、「保育観」では10名中2名が上昇し4名が下降した。「つくろう・はしろう・わらおう」では、「社会的スキル」は8名中1名が上昇した。「親子でふれあいコンサート」では、「社会的スキル」は8名中1名が上昇、「子育て支援力」では8名中1名が上昇した。

これらのことから、子育て支援の力の得点の変動は、3つの活動によって異なり、また、子育て支援の力となる「社会的スキル」「子育て支援力」「保育観」によっても異なることが明らかとなった。つまり、「わくわくランド」の活動内容により、子育て支援の力の発揮のされ方が違ったということが推測される。そのため、子育て支援の力の得点が上昇する学生や低下する学生がいたと考えられる。活動内容に応じて、上下の変動が見られたことを踏まえて、以下のことが考えられる。例えば、保育者養成に必要なカリキュラムを通して身に付けられたと考えられる力がある一方で、「社会的スキル」は、「わくわくランド」でのボランティア活動を通して他者との関わりを客観的に評価したため得点が低下する学生もいたと推測される。「社会的スキル」が低い場合、「子育て支援力」や「保育観」に関する知識やスキルを保育現場で十分に発揮することが困難であると考えられる。ゆえに、学生は本活動へ継続的に参画することや普段の教育活動の中でも「社会的スキル」を高めていく必要があるだろう。また、学生が自身の子育て支援の力を正確に認識できていない場合、「わくわくランド」に参画することで、子育て支援の力を正確に捉え直すことができ、そこから新たな気づきを得て、子育て支援の力を保育現場にどのようにつけていく

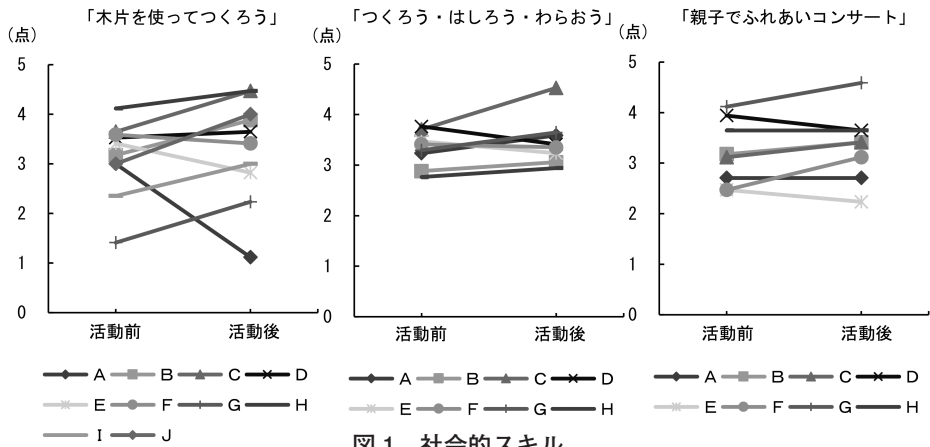


図1 社会的スキル

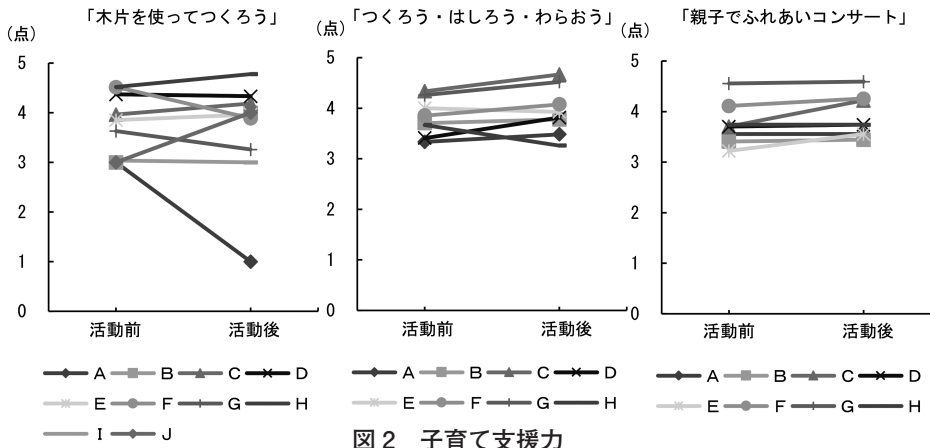


図2 子育て支援力

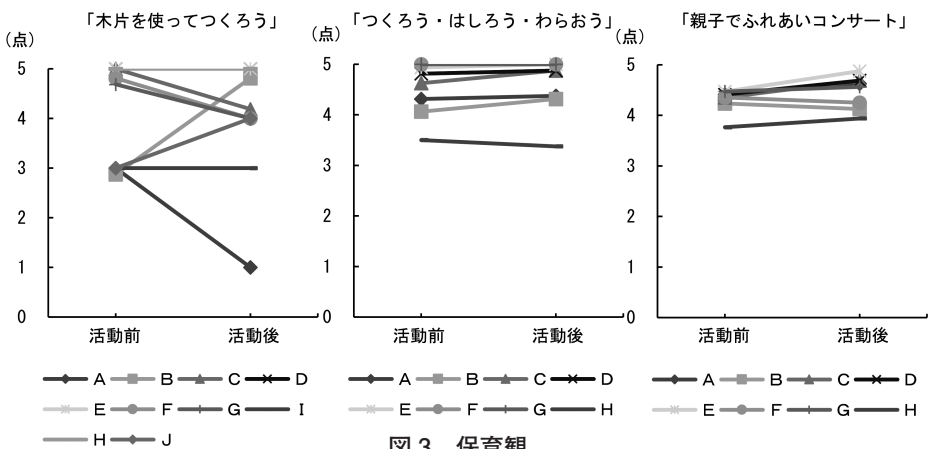


図3 保育観



保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

のかを考える機会となり得るだろう。

以上のことから、保育者養成としての「わくわくランド」は、正課の授業に加え、「わくわくランド」での実践的な学びを通して子育て支援の力を振り返り、さらに高めていけるよう、活用内容を一層精査していく必要があると考えられる。

なお、本章では、3つの「わくわくランド」それぞれにおける学生の子育て支援の力については確認することができたものの、3つの活動全てを通した場合の学生の子育て支援の力への効果は確認することができなかったため、この点については今後の課題になるだろう。

## VI. おわりに

本論文は、保育者の専門性としての子育て支援を考察するにあたって、政策の概観と哲学的考察の他、本学科で行っている「わくわくランド」の実践報告と、その保育者養成としての教育効果について考察した。保育者の専門性の拡大は、哲学的に考察すればある意味必然であり、現代において子育て支援が重要であることは間違いない。他方で、その資質・能力を育てるためには、養成課程には必修科目があるものの、その科目が周辺的になりがちということを考えれば、現状では十分ではないと言える。そのために本学では子育て支援活動「わくわくランド」を開催しており、第V章でその効果を計り一定の成果は見られたものの、今後活動内容をさらに精査していく必要があることもわかった。

こうした保育の分野において子育て支援が重視されるようになって日が浅いわけだが、今後もしばらくの間この傾向は続くであろう。よって、保育者の子育て支援に関する専門性の向上を不断に追求していく必要があるだろう。

## 付記

本研究は2019年度大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部特別研究費「大学における子育て支援に関する研究—地域社会と保育者養成における「わくわくランド」の意義—」（課題番号11）の助成を受けた研究成果の一部である。

<sup>1</sup> ここで幼稚園教育要領の源流である保育要領においても、子育て支援に関する記述がなされていたことも触れなければならない。保育要領は、1947年に作成された幼稚園の保育内容を定めたものであるが、保育所、家庭向けにも書かれた指南書としても位置付けられる。子育て支援に関する記述としては、「七 家庭と幼稚園」において「父母の教育」として、「こうした教育が、現在の子どもの保護者のみでなく、広く近所の親たちにまで及ぶならば、幼稚園と保育所が、その町や村に存在する意義が一段と大きくなるだろう」という文が記されており、ここに子育て支援の萌芽を読みとることもできる。しかし、当時は小学校就学前の8割以上の子どもが在宅だったこと（田澤2016）や、家庭教育の指南書としての役割もあったことから、子育て支援という意味ではその後の幼稚園教育要領とは別種のものと考えた方が適切であろう。

<sup>2</sup> この規定の特徴として、「女子」のみの資格である点も挙げられるが、時を隔て1977年に児童福祉法施行令第22条において「児童福祉施設において児童の保育に従事する男子について準用する」とし

て、男性の保母も認められるようになっていく。

<sup>3</sup> 同年に出された全国保育士会の「全国保育士会倫理綱領」によると、その前文において「私たちは子どもの育ちを支えます」とともに、「私たちは、保護者の子育てを支えます」、「私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります」が宣言されている。すなわち、地域における子育て支援が保育士の仕事として大きな位置づけになり、保育士自身もそれに呼応していると言える。

<sup>4</sup> 金森はこの点に関して、「古典的な君主権は何よりも生殺与奪権、つまりいざとなったら殺すことができるという権利であり、それに対して古典期以降の権力メカニズムは、死の支配から生の管理へと変化していくという論点、死に対する大きな権力は生を管理・調整・増殖させる権力の補完物になるというような論点は、当時いったいどれほど理解されただろうか」と論じている（金森2010, 34頁）。

<sup>5</sup> この点に関して、近年の経済界と乳幼児教育の蜜月に思いを馳せざるを得ないだろう（OECD 2011、ヘックマン 2015 他多数）。こうした乳幼児教育の経済的効果の強調は、政策実現のために戦略的には必要であるが、根本にはこうした子どもの身体の管理という思想があることは忘れてはならない。

<sup>6</sup> 2003年の少子化社会対策基本法以降の一時期、少子化対策がニート・フリーター対策や若者の自立の話になってしまったわけだが、それは第二次ベビーブーム世代を就職氷河期世代としてしまった失敗を糊塗するものとして、現在の視点から見ると失笑の対象となっても致し方ない。しかし、他方で少子化対策を生権力の転換として見るならば、その対象が次々と拡散していくことは、少子化対策としての効果は別として、同じ地平として扱うことができる。この点については論を改めて考察していく必要があるだろう。

#### 【参考文献】

- アガンベン, J. 2007 『ホモ・サケル』 以文社
- フーコー, M. 1977 『監獄の誕生』 新潮社
- フーコー, M. 1986 『知への意志』 新潮社
- フーコー, M. 2007 『社会は防衛しなければならない』 筑摩書房
- 藤田英典 2016 「教育政策の責任と課題」『学校のポリティクス』 岩波書店 13-64 頁
- ヘックマン, J. 2015 『幼児教育の経済学』 古草秀子訳 東洋経済新報社
- 井上剛男 2016 「幼稚園における保護者との関係 - 幼稚園教育要領の記述に焦点を当てて -」『滋賀大学教育学部紀要』 Vol.66 105-118 頁
- 金森修 2010 『生政治の哲学』 ミネルヴァ書房
- 柏女霊峰 2007 「保育士資格の法定化と保育士の課題」『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』 Vol.41 1-18 頁
- 菊池章夫他編 1994 『社会的スキルの心理学』 川島書店
- 三好年江 2016 「保育者養成課程における子育て支援力の評価に関する研究 - 先行研究のレビュー -」『新見公立大学紀要』 Vol.37 99-106 頁
- 永盛善博 2019 「保育者養成校における学生参加型の子育て支援活動の教育効果 - 先行研究のメタ分析からの示唆 -」『東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要』 Vol.9 1-11 頁
- OECD 2011 『OECD 保育白書—人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（ECEC）の国際比較』 星三和子他訳 明石書店
- 小原敏郎、義永睦子他 2016 「保育者のリアリティ・ショック尺度の作成」『保育者養成教育研究』 Vol.1 13-23 頁
- 小原敏郎他、中西利恵 2016 「保育者養成校がキャンパス内で行っている子育て支援活動に関する調査研究」『共立女子大学家政学部紀要』 Vol.62 153-162 頁
- 小原敏郎、阿部久美 2018 「保育者養成校における学生の保育・子育て支援活動の社会的スキル、子育て支援力・保育観の検討」『共立女子大学家政学部紀要』 Vol.64 109-121 頁

保育者の専門性としての子育て支援に関する研究—大学における子育て支援活動「わくわくランド」に関連して—

太田光洋他 2014 「子育て支援施策の変遷と日本保育学会年次大会における子育て支援研究の動向」  
『中村学園大学発達支援センター研究紀要』Vol.5 13-23 頁

佐貫浩他 2008 『新自由主義教育改革』大月書店

田澤薫 2016 「1948年「保育要領」にみる「家庭の保育」:保育とは何か」『聖学院大学論叢』Vol.28  
15-27 頁

矢萩恭子他 2016 「保育者養成校と保育・子育て支援実践の場との連携に関する研究」『田園調布学  
園大学紀要』Vol.11 263-293 頁

矢萩恭子 2018 「「子育て支援実習」において養成される保育者の専門性:実習日誌の分析を通じて」  
『田園調布学園大学紀要』Vol.12 169-193 頁

全国保育養成協議会専門委員会 2013 『保育者の専門性についての調査:養成課程から現場へとつな  
がる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取り組み』全国保育士養成協議会

